新産業創出シーズ発掘事業補助金交付要領

（通則）

第１条　公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター（以下「当法人」という。）における新産業創出シーズ発掘事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要領に定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、県内に事業所を有する企業が取り組む、原子力・エネルギー分野（廃止措置関連含む）、地域産業活性化分野、環境分野、植物工場・大規模園芸分野、防災分野に関連する技術等を活用した新技術・新製品の開発を促進し、嶺南Ｅコースト計画に掲げる「多様な地域産業の育成」と「デコミッショニングビジネス※の育成」を推進することを目的とする。

※原子炉の廃止措置(decommissioning)に際して、除染、解体、廃棄物処理など関連業務の受注を目指すビジネス

（定義）

第３条　この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

（１）「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。

（２）「製造業」とは、「日本標準産業分類（総務省）」による製造業をいう。

（３）「中小企業等」とは、「中小企業基本法」第２条の製造業に規定する中小企業と「中小企業団体の組織に関する法律」第３条第１項に規定する製造業に係る中小企業団体、特定の法律によって設立された組合およびその連合会であってその直接または間接の構成員たる事業者の３分の２以上が「中小企業基本法」第２条に規定する中小企業者である団体をいう。

（４）「試験研究機関」とは、国、地方自治体または独立行政法人が設置または出資した試験研究機関をいう。

（５）「教育機関」とは、高等学校、高等専門学校、国立大学、公立大学、私立大学、公私立短期大学および放送大学をいう。

（補助対象事業者等）

第４条　補助対象事業者、補助対象事業、補助事業の実施期間、補助率および補助限度額は、別表第１のとおりとし、補助対象経費の内容と要件は、別表第２のとおりとする。

（補助金の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第１号）を理事長に提出しなければならない。また、求めに応じて過去３年間の決算報告書等を提出しなければならない。

（交付の決定）

第６条　理事長は、前条に定める補助金交付申請書の提出があったときは、申請書等の書類および現地の調査等により、その内容が補助金の交付の目的に適合するものであるかどうかを審査し、補助金交付の決定または不交付の決定を行い、速やかに申請者に通知する。理事長は、補助金交付の可否の決定にあたり、予算その他関連する諸事情を考慮することができる。

２　理事長は、前項の補助金交付決定の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第７条　補助金交付の決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条第１項に定める通知を受けた日から起算して２０日以内に理事長に書面をもって申し出なければならない。

（事業の変更）

第８条　補助対象事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第２号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更は、この限りではない。

（１）補助事業の目的に影響を及ぼさない範囲で、内容（数量、仕様等）を変更するとき。

（２）補助金交付額総額（第６条の補助金交付決定通知に記載された補助金交付額を指す。）の１５％以内の変更。

２　理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定を変更し、または条件を付すことができる。

（事業の中止または廃止）

第９条　補助対象事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第３号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延等の報告）

第１０条　補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに遅延等報告書（様式第４号）を理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第１１条 補助対象事業者は、補助事業が完了した日もしくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して１ヶ月を経過した日までに実績報告書（様式第５号）を理事長に提出しなければならない。

２　会計年度を跨いで補助事業の実施期間を設定している補助対象事業者は、補助事業の遂行状況について、当法人が別に定める時期に遂行状況報告書（様式第６号）を理事長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１２条　理事長は、前条に定める報告を受けた場合には、報告書等の書類および現地の調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１３条　前条の規定により通知を受けた補助対象事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第７号）を理事長に提出しなければならない。

（成果の発表等）

第１４条　補助対象事業者は、理事長から補助事業の研究内容等についての発表等を要請されたときは、それに協力しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第１５条 補助対象事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度または補助事業年度の終了後５年以内に出願もしくは取得した場合またはそれらを譲渡し、もしくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した産業財産権届出書（様式第８号）を理事長に届け出なければならない。

（収益納付）

第１６条 理事長は、補助対象事業者が補助事業に基づく成果の企業化、産業財産権の譲渡または実施権の設定およびその他当該補助事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、補助対象事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を当法人に納付させることができるものとする。

（帳簿等の整備）

第１７条　補助対象事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理するとともに、これらの書類を補助事業が完了した日の属する当法人の会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（検査および調査）

第１８条　補助対象事業者は、補助金の交付の決定を受けた日から別表第３に定める間、当法人が行う当該補助金に関する検査および調査について協力しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１９条　理事長は、第９条による補助事業の中止または廃止の申請のあった場合および次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第６条の交付決定の全部または一部を取り消しまたは変更することができる。

（１）補助対象事業者が本要領に基づく理事長の処分もしくは指示に違反したとき。

（２）補助対象事業者が補助金を補助金事業以外の用途に使用したとき。

（３）補助対象事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適正な行為をしたとき。

（４）前各号に掲げる場合の他、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。

（補助金の返還）

第２０条 理事長は、前条に定める取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（加算金および遅滞金）

第２１条 補助対象事業者は、第２０条に定める返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年利１０．９５％の割合で計算した加算金を当法人に納付しなければならない。

２ 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を当法人に納付しなければならない。

附　則

１　　この要領は、平成２６年６月１６日から施行し、平成２６年度の補助金から適用する。

２　　この要領は、平成２７年４月２４日から施行し、平成２７年度の補助金から適用する。

３　　この要領は、平成２８年５月１０日から施行し、平成２８年度の補助金から適用する。

４　　この要領は、平成２９年１月　５日から施行し、平成２８年度の補助金から適用する。

５　　この要領は、平成２９年４月１４日から施行し、平成２９年度の補助金から適用する。

６　　この要領は、平成３０年４月２０日から施行し、平成３０年度の補助金から適用する。

７　　この要領は、令和　元年８月　１日から施行し、令和　元年度の補助金から適用する。

８　　この要領は、令和　２年４月　８日から施行し、令和　２年度の補助金から適用する。

９　　この要領は、令和　５年３月２３日から施行し、令和　５年度の補助金から適用する。

１０　この要領は、令和　６年３月１９日から施行し、令和　６年度の補助金から適用する。

別表第１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業者 | 補助対象事業 | 補助率・補助限度額 | 補助実施の期間 |
| 製造業等ものづくりにより事業の展開を目指す以下の企業等  ①県内に事業所を有する企業（以下県内企業という）  ②県内企業または県内の試験研究機関、教育機関を含むグループ | 原子力・エネルギー分野（廃止措置関連含む）、地域産業活性化分野、環境分野、植物工場・大規模園芸分野、防災分野に関連する技術等を活用した新技術・新製品の開発を行うためのシーズ、ニーズ等の調査、およびこれらの調査に基づく簡易な試作実験等（先進地調査や専門的知識を有する方からの指導・相談等、市場調査、およびこれらの調査に基づく簡易な試作実験等） | 補助対象経費の  １／２以内  １件につき  １，０００千円以下  ただし、嶺南地域に事業所を有する中小企業等、およびそれを含むグループについては、  補助対象経費の  ２／３以内  １件につき  １，０００千円以下  とする。 | 交付決定日から  １年以内とし、  会計年度を跨ぐことも可能とする。 |

別表第２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象  経費 | 内容 | 補助対象経費全体の要件 |
| 消耗品費 | 「消耗品の購入に要する経費」  ・当該事業に必要な実験、分析等を行うための原材料、副資材等の購入に要する経費。  ・物件の内容が確認できる写真等を保管すること。  ・原材料の種別または仕様別に、受払いの都度、必要事項を記載した受払簿を作成すること。  ・汎用的な物品（事務用品やパソコン等）は、対象外とする。 | ・当該事業に直接必要で、事業目的に合致したものであって、本事業に使用されたことが確認できる資料が整理されているものに限る。  ・補助対象経費の支払については、原則、銀行振込によるものであること。（相殺による支払、小切手や手形による支払は補助対象外とする。）  ・事業期間中に発注、支払いしたもののみ補助対象経費とする。  ・中古品の購入費は、対象外とする。  ・生産等営利活動を目的とした設備投資、原材料や商品の仕入れ等とみなされる取引は、対象外とする。  ・消費税は、対象外とする。  ・振込手数料は、対象外とする。  ・研究グループ内や子会社等からの企業間取引に要する経費は、対象外とする。  ・外注費、謝金の補助対象経費の合計額は、研究開発費の補助対象経費の１／２未満とすること。 |
| 外注費 | 「外注に要する経費」  ・当該事業に必要な原材料等の再加工および設計、試作実験等による分析等外注に要する経費。  ・直接実施することができない、または適当でない業務を依頼するもので、研究開発要素を含まないものとする。  ・業務の詳細な内容が確認できる仕様書・図面等を保管すること。  ・外注先が新たに機器・設備等を購入する費用は、対象外とする。 |
| 調査費 | 「文献・資料収集や特許検索等に要する経費」 |
| 旅費 | 「企業・研究所等への訪問調査に要する経費」  ・調査に係る交通費や宿泊料、学会等参加負担金に要する経費。  ・アトバイザー等外部の専門家の訪問、招聘に係る交通費・宿泊料に要する経費。  ・出張の都度、必要事項を記載した報告書を作成し、保管すること。  ・日本国外への出張は、対象外とする。  ・日当は、対象外とする。 |
| 謝金 | 「アドバイザーの招聘や相談に要する経費」  ・アドバイザーの招聘や相談に対する謝金とする。  ・相談等１回につき、５万円を上限とする。  ・アドバイザーの略歴や指導内容等必要事項を記載した資料を作成し、保管すること。 |
| その他の  経費 | 「その他理事長が特に必要と認める経費」  ・機械装置等のリース・レンタルに要する経費。 |

別表第３

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 検査および  調査の種類 | 実施内容 | 実施時期 | 実施方法 | 提出期限 | 期間 |
| 調査 | ・エネ研が必要と認めた調査 | その都度 | 電話、メール等 | その都度  （ただし、調査日から  ３日以上後とする） | － |
| 検査 | ・補助事業に係る帳簿等の整備管理状況確認  ・その他、エネ研が必要と定めた検査 | 都度実施（エネ研が必要と定めた時） | 現地確認（企業訪問等） | － | 補助金の交付の決定を受けた日から補助事業の完了した日に属するエネ研の会計年度の終了後５年が経過するまでの間 |

様式第１号

令和　　年　　月　　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

理事長　　櫻　本　　　宏　　様

申請者

住　所

氏　名

令和　　年度　新産業創出シーズ発掘事業　補助金交付申請書

令和　　年度新産業創出シーズ発掘事業について、下記のとおり、補助金の申請を行うとともに、新産業創出シーズ発掘事業補助金交付要領に定められた条項を遵守いたします。

記

１．補助事業名

２．事業の目的および内容　　　別紙１のとおり

３．事業の完了の予定期日　　　開始予定期日　交付決定日

および実施の計画　　　　　完了予定期日　令和　　年　　月　　日

別紙１のとおり

４．交付申請額　　　　　　　　別紙１のとおり

５．交付申請額の算出方法　　　別紙２のとおり

６．補助事業の経費の配分　　　別紙２のとおり

　　および経費の使用方法

７．添付書類　　　　　　　　　別紙１：事業実施計画書

　　　　　　　　　　　　　別紙２：事業内容説明書

以　　上

様式第１号の別紙１

事業実施計画書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業名 |  | | | | | | | | |
| 代　表　者 | 企　業　名 |  | | | | | | | |
| 住　　　所 |  | | | | ＴＥＬ |  | | |
| 氏　　　名 |  | | | | ＦＡＸ |  | | |
| 資　本　金 |  | | | | 従 業 員 | 名 | | |
| グループ  構　　成 | 企　業　名 | 部署・役職等 | | | 研究者名等 | | | | 責任者 |
|  |  | | |  | | | |  |
|  |  | | |  | | | |  |
|  |  | | |  | | | |  |
|  |  | | |  | | | |  |
|  |  | | |  | | | |  |
| 事業目的 |  | | | | | | | | |
| 事業内容 |  | | | | | | | | |
| 成果の展開  方　　　向 |  | | | | | | | | |
| 事　業　費 | 補助事業に  要する経費 | | 円 | 補助対象経費 | | | | 円 | |
| 補助事業に要する経費の内訳 | 費　　目 | | 金額（円） | 費　　目 | | | | 金額（円） | |
| 消耗品費 | |  | 自己資金 | | | |  | |
| 外注費 | |  | 借 入 金 | | | |  | |
| 調査費 | |  | 補 助 金 | | | |  | |
| 旅費 | |  | そ の 他 | | | |  | |
| 謝金 | |  |  | | | |  | |
| その他の経費 | |  |  | | | |  | |
| 合　　　計 | |  | 合　　計 | | | |  | |
| 交付申請額 | 円 | | | | | | | | |

様式第１号の別紙２

事業内容説明書

１．申請者の概要

　（１）事業内容

　（２）現有施設・設備等

　　　①施設

　　　②主要設備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機械等 | 数 | 用途 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　（３）申請者の略歴

２．事業内容

（１）活用したい技術

|  |
| --- |
|  |

（２）事業の実施場所（調査を行う実施場所も含めて全て記載してください。）

|  |
| --- |
|  |

（３）事業スケジュール

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（４）事業体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 企業名（機関名） | | 所在地 | 担当者 |
| 研究総責任者 |  |  | 所属部署：  役職：  氏名：  TEL：  E-mail： |
|  |  |  | 所属部署：  役職：  氏名：  TEL：  E-mail： |
|  |  |  | 所属部署：  役職：  氏名：  TEL：  E-mail： |
| 指導者・協力者  エネ研からの |  |  | 所属部署：  役職：  氏名：  TEL：  E-mail： |

３．事業の資金計画

（１）資金調達内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 金額（円） | 調達先 |
| 自　己　資　金 |  |  |
| 借　　入　　金 |  |  |
| 補　　助　　金 |  |  |
| そ　　の　　他 |  |  |
| 合　　　　　計 |  |  |

（２）資金支出内訳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 件名 | 単位 | 数量 | 単価  （円） | （注１）  補助事業  に要する  経費  （円） | （注２）  補助対象  経費  （円） | （注３）  補助金  交付  申請額  （円） | 備考 |
| 消耗品費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 外注費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 調査費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 旅費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 謝金 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |
| その他  の経費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 合計 |  |  |  |  |  |  |  |

（消費税抜）

《記載注意》

（注１）「補助事業に要する経費」には、この事業を行うのに必要な経費を記載する。

（注２）「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象とすることを希望する経費を記載する。

（注３）「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、「補助対象経費」の区分小計に補助率を乗じた額以内（区分小計のみ記入。千円未満は切り捨てること。）、かつその合計額は補助限度額以内とする。

様式第２号

令和　　年　　月　　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

理事長　　櫻　本　　　宏　　様

　　　　補助対象事業者

住　　　所

氏　　　名

令和　　年度　新産業創出シーズ発掘事業　計画変更承認申請書

令和　　年　　月　　日付け若エネ産第　　　号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり計画変更したいので承認をお願いします。

記

１．補助事業名

２．変更の内容

３．変更の理由

以　　上

《記載注意》

（注１）変更の理由および内容は、できるだけ詳細に記入すること。

（注２）変更前と変更後の研究開発の資金計画を添付すること。

様式第３号

令和　　年　　月　　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

理事長　　櫻　本　　　宏　　様

補助対象事業者

住　　　所

氏　　　名

令和　　年度　新産業創出シーズ発掘事業　中止（廃止）承認申請書

令和　　年　　月　　日付け若エネ産第　　　号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認をお願いします。

記

１．補助事業名

２．中止の理由

　（廃止の理由）

３．中止の期間

（廃止の時期）

４．補助事業の進捗

及び要した経費

以　　上

様式第４号

令和　　年　　月　　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

理事長　　櫻　本　　　宏　　様

補助対象事業者

住　　　所

氏　　　名

令和　　年度　新産業創出シーズ発掘事業　遅延等報告書

令和　　年　　月　　日付け若エネ産第　　　号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり遅延等が見込まれますので報告します。

記

１．補助事業名

２．遅延等の理由

３．補助事業の進捗

及び要した経費

以　　上

様式第５号

令和　　年　　月　　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

理事長　　櫻　本　　　宏　　様

補助対象事業者

住　　　所

氏　　　名

令和　　年度　新産業創出シーズ発掘事業　実績報告書

令和　　年　　月　　日付け若エネ産第　　　号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業名

２．事業の交付決定額　　　交付決定額　〇，〇〇〇，〇〇〇円

　　およびその精算額　　　精算額　　　〇，〇〇〇，〇〇〇円

３．事業の実施期間　　　　開始　令和　　年　　月　　日（交付決定日）

終了　令和　　年　　月　　日

４．事業の成果　　　　　　別紙１のとおり

５．添付書類　　　　　　　別紙１：事業実施報告書

　　　　　　　　　　　　　別紙２：事業収支明細書

以　　上

様式第５号の別紙１

事業実施報告書

１．事業の経過

　（１）実施担当者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業名（機関名） | 担当者 | 担当業務 |
|  | 所属部署：  役職：  氏名：  TEL：  E-mail： |  |
|  | 所属部署：  役職：  氏名：  TEL：  E-mail： |  |
|  | 所属部署：  役職：  氏名：  TEL：  E-mail： |  |
| ［指導者･協力者］  公益財団法人  若狭湾  ｴﾈﾙｷﾞｰ研究ｾﾝﾀｰ | 所属部署：  役職：  氏名：  TEL：  E-mail： |  |

（２）実施場所（調査等を行った実施場所も含めて全て記載してください。）

|  |
| --- |
|  |

（３）実施スケジュール

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

２．事業の実績

３．事業の成果

４．成果の展開方向（事業化の見通し）

様式第６号

令和　　年　　月　　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

理事長　　櫻　本　　　宏　　様

補助対象事業者

住　　　所

氏　　　名

令和　年度　新産業創出シーズ発掘事業　遂行状況報告書

（令和　　年　月　日現在）

令和　　年　　月　　日付け若エネ産第　　　号で補助金の交付決定を受けた補助事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業名

２．遂行状況

３．補助対象物件等の状況　　　　　別紙１のとおり

４．添付書類　　　　　　　　　　　別紙１：事業収支状況明細書

様式第７号

令和　　年　　月　　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

理事長　　櫻　本　　　宏　　様

補助対象事業者

住　　　所

氏　　　名

令和　　年度　新産業創出シーズ発掘事業　補助金交付請求書

令和　年　月　日付け若エネ産第　　　号で額の確定の通知があった補助金について、下記のとおり交付を請求します。

記

１．請求額　　　　　　　　　　　　　円也

２．支払先　　　銀行振込先　　　　　　　　　銀行　　　支店

　　　　　　　　預金種別　　　　　　　　口座番号

口座名義人（フリガナ）　　　　　　　　　　（　　　　　　　）

内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額 | 円 |
| 精算確定額 | 円 |
| 交付払済額 | 円 |
| 残額 | 円 |

以　　上

様式第８号

令和　　年　　月　　日

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター

理事長　　櫻　本　　　宏　　様

補助対象事業者

住　　　所

氏　　　名

　　　年度　新産業創出シーズ発掘事業　産業財産権届出書

　　年　　月　　日付け若エネ産第　　　号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、産業財産権の出願（取得、譲渡、実施権の設定）をしたので、下記のとおり届け出します。

記

１．補助事業名

２．種類（番号および産業財産権の種類）

３．内容

４. 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

以　　上